

平成27年3月30日（第1日）  
開会 13時30分

○吉田議長

皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は16名で全員であります。

よって平成27年第2回宗像地区事務組合臨時会は成立了のでここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、6番、米山議員、7番、福田議員を指名いたします。

次に入ります。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 「諸報告」に入ります。

小山組合長、どうぞ。

○小山組合長

こんにちは。

本日は平成27年第2回宗像地区事務組合議会臨時会を開催しましたところ、お忙しい中、議員の皆様におかれましては、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

では、本日の議案を簡単に説明いたします。

議案は6件です。

12号議案から15号議案は、条例の一部改正で、任期付職員の給与及び勤務時間等について定めたものが2件、また、人事院の勧告により、本組合職員の給料等の改正を行

うものが 2 件です。

16 号議案及び 17 号議案は、給料等の改正に伴う人件費の補正予算です。

詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

## ○吉田議長

次に入ります。

日程第 4 第 12 号議案 「宗像地区事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、第 12 号議案の説明をさせていただきます。

第 12 号議案 「宗像地区事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 30 日 宗像地区事務組合 小山達生

提案理由

任期付職員の給与について定めるため、宗像地区事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を提出するものである。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表に基づきまして、説明させていただきます。

1-3 ページをお願いいたします。

第 4 条でございます。

短時間勤務職員の任期を定めた採用でございますが、その第 3 項第 2 号につきましては、現行では、「宗像地区事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」としておりますが、改正案では、「宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例」に改正させていただくものでございます。

これは次の第 13 号議案におきまして、題名 条例の名称でございますけども、改正させていただくことに関連いたしまして改正をさせていただくものでございます。

1-5 ページをお願いいたします。

現行の第 7 条でございますが、現行の第 7 条を第 9 条といたしまして、第 6 条の次に 2 条をつけ加えるものでございます。1 ページ戻っていただきまして 1-4 ページをお願いいたします。

第 7 条でございます。

給与条例の適用に関する読み替えでございます。

任期付職員、任期付短時間勤務職員の給与につきましては、今まででは再任用職員と同様に準用させていただいておりましたことから、今回改めまして、明文化し整備をさせていただくものでございまして、これを第 7 条として追加させていただくものでございます。

第 8 条でございます。

給与条例の適用除外でございます。

任期付短時間勤務職員にかかります扶養手当、住居手当、退職手当につきましては支給しないということを定めるものでございまして、これを第 8 条として追加させていただくものでございます。

以上、これをもちまして第 12 号議案、宗像地区事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたらこれをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 12 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんとの起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 第 13 号議案 「宗像地区事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、第 13 号議案の説明をさせていただきます。

第 13 号議案 「宗像地区事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生

提案理由

任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて定めるため、宗像地区事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を提出するものである。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

2-3 ページをお願いいたします。

題名 条例の名称でございますけども、現行の「宗像地区事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とありますのを改正案では「宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例」に改正させていただくものでございます。

次に、第 3 条でございます。

週休日及び勤務時間の割り振りにつきましては、第 1 項、第 2 項に、現行では、再任用短時間勤務職員について、週休日、勤務時間の割り振りを定めておりますが、改正案では、現行の再任用短時間勤務職員の次に、任期付短時間勤務職員を追加させていただくものでございます。

改正理由といしましては、任期付短時間勤務職員の週休日、勤務時間の割り振りにつきましては、本条例を準用させていただいておりましたことから、今回改めて明文化し整備をさせていただくものでございます。

次に、14 条でございます。

年次有給休暇の第 1 項第 1 号、次に、第 21 条の非常勤職員の勤務時間、休暇等につきましても、先程と同様の理由によりまして、改正させていただくものでございます。

戻っていただきまして、2-1 ページをお願いいたします。

附則でございます。

附則 1 施行日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日とさせていただくものでございます。

附則 2 宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例 第 11 条、また、附則 3 宗像地区事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例 第 7 条第 2 号に表記しております題名につきましても、今回の題名変更に伴いまして改めさせていただくものでございます。

これをもちまして、第 13 号議案 宗像地区事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

末吉議員。

○末吉議員

今回の条例改正は任期付短時間勤務職員のことだけを触れられておりますけども、本事務組合には任期付職員、いわゆる短時間が除かれたですね、任期付職員の条文は、本条例の中に明記されているのかお尋ねします。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

任期付職員の関係でございますけども、任期付職員につきましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例をもちまして、任期付職員については明記されております。

以上でございます。

○吉田議長

11番、末吉議員。

○末吉議員

短時間職員が除かれた、いわゆる任期付職員一般職の勤務体系、給与体系その他もろもろ同一とみなすというふうに理解していいのですか。

いろいろ体系がある訳ですが両市の任期付職員については給与の条件、職種に対して、それぞれ条令で規定していると思います。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

お尋ねでございます、任期付職員の対応につきましては、再任用職員と同等の取り扱いをさせていただいております。

以上でございます。

## ○吉田議長

いいですか、末吉議員。

はい、ほかに。

ないようでしたらこれをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 13 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 第 14 号議案 「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、第 14 号議案の説明をさせていただきます。

第 14 号議案 「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生

提案理由

平成 26 年の人事院の給与改定に関する勧告により一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）等の一部が改正されたこと等に伴い、本組合においても、職員の給料、地域手当、管理職員特別勤務手当等を改正するため、宗像地区事務組合一般職の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

今回の改正内容につきましては、給料表の水準の引き下げに合わせまして、地域手当の支給率の見直し、併せて激変緩和のための 3 年間の経過措置といたしまして、現給保障が実施されることが主な改正内容となっております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づきまして説明させていただきま

す。

3-10 ページをお願いいたします。

3-10 でございます。

第 6 条の 2 でございます。

第 2 項でございますけども、先程、第 13 号議案で可決いただきましたとおり、題名を改正させていただきましたことに関連しまして、改正案のとおり改正をさせていただくものでございます。

第 6 条の 3 につきましては、先ほどの第 6 条の 2、第 2 項で読み替えを既に表記させていただいておりますことから、改正案どおり改正させていただくものでございます。

次に、3 の 11 ページをお願いいたします。

第 12 条の 3 でございます。

地域手当の支給率を現行の「100 分の 2.5」とあるのを改正案では「100 分の 5」に改正させていただくものでございます。

第 2 項でございます。

第 2 項は、事務組合の職員が派遣、出向等により、勤務地が変更となる場合において、地域手当の支給率が変更となる場合があることから、100 分の 20 を超えない範囲で、組合長が支給率を定め支給することができることを新たに第 2 項として追加させていただくものでございます。

地域手当の関係につきましては、第 14 号議案参考資料といたしまして、宗像市、福津市、事務組合の地域手当の支給率を取りまとめて、配付させていただいております。

次に、第 13 条 住居手当でございます。

第 1 項で支給対象者を定めております。

現行では、「第 1 号 月額 1 万 2,000 円を超える家賃を支払っている職員」と「第 2 号 新築または購入して 5 年を経過していない職員」とありますのを、改正案では「月額 1 万 2,000 円を超える家賃を払っている職員」に限定するものでございまして、現行の第 2 号の新築または購入して 5 年を経過していない持ち家の職員に対する住居手当を廃止するものでございます。

第 2 項でございます。

第 2 項は、支給額を著しておりまして、支給額の算出方法を定めておりますが、現行の支給額の変更はございません。

ただし、現行の第 2 号につきましては、新築または購入して 5 年を経過していない職員を対象外としますことから削除を行うものでございます。

3-12 ページをお願いいたします。

第 17 条の 2 管理職員特別勤務手当でございます。

第 1 項は、週休日及び休日に勤務した場合における管理職員特別勤務手当の支給を定めております。

勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日、土曜・日曜と、また、勤務時間条例第11条に規定する休日、国民の休日に規定する休日でございますが、この二つを「次項において「週休日」等」と読み替えさせていただくものでございます。

第2項につきましては、週休日及び休日以外の日、いわゆる平日でございますけども、平日の午前0時から午前5時までの間における勤務についても、管理職員特別勤務手当の支給を行うことを新たに第2項として、追加させていただくものでございます。

第3項につきましては、現行では、「勤務1回につき8,500円を超えない範囲で支給する」とありますのを、改正案では、週休日及び休日に勤務した場合と、平日に勤務した場合と個別に定めまして、手当の支給を行うことにさせていただくものでございます。これを新たに第3項として追加させていただくものでございます。

第4項につきましては、1項新たに追加したことに伴いまして、現行では、前2項とあるのを改正案では前3項と改正させていただくものでございます。

附則の第5条でございます。

給料の切りかえに伴う経過措置でございます。

平成18年4月の給与改定に伴いまして、激変緩和措置としまして、現給保障を受けていた職員につきましては、今回の給与改定によります、新たな現給保障が平成27年4月から開始されることに伴いまして、現在、現給保障を受けている職員にあっては、平成27年3月31日までとするものでございます。

3-13ページをお願いいたします。

附則の第9条でございます。

特定職員に対する給与の減額の取り扱いでございます。

現行では、「特定職員 行政職給料表6級以上と消防職給料表7級の職員においては、100分の1.5を乗じて得た額を当分の間、減ずること」となっておりますが、今回、改正案では今回の人事院勧告に伴いまして減ずる期間を平成30年3月31日までとするものでございます。

それでは、戻っていただきまして3-8ページをお願いいたします。

附則でございます。

附則の第1条でございます。

施行日について定めております。

施行日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則の第2条でございますが、第14号議案の参考資料を見ていただけたと思いますが、先程、第12条の3で地域手当の説明をさせていただきましたが、地域手当の支給率を「100分の5」に、改正させていただくことにつきましては、説明させていただきました通りでございますけども、平成29年度まで地域手当の支給率を段階的に引き上げる特例措置を定めるものでございまして、「平成27年度は100分の3.5」「平成28年度は100分の4.5」とするものでございます。

附則の第3条でございます。

切替日前の異動者の号給の調整につきましては、平成27年4月1日の切替日以降に級を異動した職員と、切替日以前に級を異動した職員の間で、不均衡が生じないように調整を図ることを著しております。

附則の第4条でございます。

給料の切り替えに伴う経過措置につきましては、今回の給料表の見直しに伴いまして、激変緩和措置としまして、平成30年3月31日までの3年間に限り現給保障を行うことにつきまして、著しております。

なお、3-13ページでございますが、附則の第9条に定める特定職員においては、100分の98.5を乗じて得た額について、現給保障を行うことを著しております。

第2項、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員。

第3項、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員につきましては、不均衡が生じないように、調整を図ることを著しております。

附則の第5条でございます。

3-9ページでございます。

第5条につきましては、給料月額に現給保障額を加えた額を給料月額と読みかえさせていただくものでございます。

以上、これをもちまして第14号議案、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第14号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 第 15 号議案「宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

### ○花田事務局長

それでは、第 15 号議案の説明をさせていただきます。

第 15 号議案

「宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生

提案理由

一般職の職員にかかる住居手当及び管理職員特別勤務手当の改正に伴い、当該職員と企業職員の均衡を保つため、宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

次の 4-2 ページをお願いいたします。

改正理由につきましては先程可決いただきました 14 号議案に関連するものでございまして、第 7 条でございます。

住居手当、第 1 項第 2 号につきましては先程可決いただきました第 14 号議案と同様に、新築又は購入の日から 5 年を経過していない持ち家の職員に対する住居手当を廃止させていただくものでございます。

次に、11 条でございます。

管理職員特別勤務手当につきましては、先程、可決いただきました 14 号議案と同様に、第 2 項につきまして、週休日及び休日以外の日、いわゆる平日でございますけども、平日における午前 0 時から午前 5 時の間における勤務についても管理職員特別勤務手当の支給を行うことを新たに第 2 項として定めるものでございます。

これをもちまして第 15 号議案、宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

### ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 15 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 8 第 16 号議案

「平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 1）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

それでは、第 16 号議案を説明させていただきます。

第 16 号議案 「平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について」

平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長小山達生

次をお願いいたします。

補正予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

第 1 条でございます。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 岁出予算補正」による。

としておりまして、今回は歳入予算の補正はございません。

歳出予算の補正となっております。

補正の内容につきましては、4 ページ 5 ページを用いまして説明をさせていただきます。

3 款でございます。

3 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費につきましては、3 万 6 千円を減額させていただくものでございます。

減額の理由につきましては、先ほど可決いただきました第 14 号議案に基づきます人事院勧告による給与改定を行うものでございまして、給料を 3 万 8 千円減額し、職員手当等を 2 千円増額させていただくものでございます。

次に 3 款 衛生費でございます。

2 項 清掃費、1 目 し尿処理場費につきましては 2 万 3 千円を減額させていただくものでございます。

減額の理由につきましては、保健衛生総務費と同じ理由でございまして、給料を 3 万 4 千円減額し、職員手当等を 1 万 1 千円増額させていただくものでございます。

4 款 消防費でございます。

1 項、1 目 常備消防につきましては、90 万 5 千円を減額するものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

減額の理由でございますけども、3 款 衛生費と同じ理由でございます。

給料 258 万 5 千円減額し、職員手当等を 576 万 8 千円増額、共済費を 408 万 8 千円、減額し、合計 90 万 5 千円を減額させていただくものでございます。

共済費の大きな要因といたしまして、率が予算計上時から大きく下がったことによるものが大きく変わった要因でございます。

次に 8 ページ、9 ページをお開きください。

6 款 予備費でございます。

1 項、1 目 予備費でございますけども、先程の補正の調整といたしまして、96 万 4 千円を増額させていただきまして、830 万 2 千円とさせていただくものでございます。

なお、10 ページ、11 ページに給与費明細を添付させていただいております。

これをもちまして第 16 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第 1 号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

## ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 16 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、第 17 号議案、「平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、第 17 号議案につきまして説明をさせていただきます。

第 17 号議案 「平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）について」

平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生

次の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条でございます。

平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の補正予定額を次のとおり補正する。

第 3 条に定めております補正予定額、56 万 7 千円を減額補正し、28 億 5,502 万 9 千円とさせていただくものでございます。

第 3 条は、予算第 8 条に定めた職員給与費を 56 万 7 千円減額し 5,812 万 2 千円とさせていただくものでございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

補正の内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

主な補正の内容につきましては、先ほど一般会計と同じ理由でございまして、人事院勧告による給与改定により補正をさせていただくものでございます。

支出の部でございます。

1 款 1 項 営業費用 4 目総係費、2 節 給料につきましては、47 万 4 千円を減額し 2,675 万 4 千円とさせていただくものでございます。

3 節 手当につきましては 7 万円を増額し、1,130 万 4 千円としております。

4 節 賞与引当金繰入額につきましては、計で 2 万 8 千円を減額しております。

5 節 法定福利費につきましては、13 万 5 千円を減額し、1,003 万 6 千円としております。

4 ページ 5 ページに給与費明細を添付させていただいております。

これをもちまして、平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11 番、末吉議員。

#### ○末吉議員

16 号議案でも聞こうかなと思ったのですけども、これは 27 年度の職員人件費の補正が大半ですよね、実は今日はまだ 3 月 30 日でありまして 4 月に入つてないのですけど、こういう形で今後も新年度予算の補正を年度内にしなければならない理由は何かあるのでしょうか。

私は、あまり経験がないかなというふうにはちょっとと思うのですが。

増額の場合は予算の補正をしないと新年度から職員給与が支払いできないので、それあり得ますけども、今回の場合は、職員給料を当初予算から減額されている状況ですね。

その中で年度内にこういう補正を、新年度予算をしなければいけない理由を、特に求めます。

#### ○吉田議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

お尋ねの件でございますけども、今回条例改正をさせていただきましたということで、やはりそれに位置づけされる予算についても変更すべきであるという趣旨のもと今回の補正でございまして、両市においては、議会が 3 月にあったということで補正はなかつたかと思いますが、私ども 2 月に当初予算を議決いただきました関係上、今回改めて、地域手当等を補正させていただいたということでございます。

今、議員さんがお尋ねのように、予算が減る分については執行することは可能だという判断もあったわけでございますけども、今回条例改正をさせていただく中できちんと対応すべきであるということから、今回、補正予算という形で計上させていただきました。

以上でございます。

## ○吉田議長

ほかにありませんか。

7番、福田議員。

## ○福田議員

6ページ7ページの資料を見ていただきたいのですけども、確かに私が六、七年前この組合議員だったときに、ご指摘させていただいて直っていた部分が、また今回直っていないのです。どうしてか聞きたいのですが。

要は貸借対照表、バランスシートですね。だから資産の部が左側に来る。で、3の固定負債とか負債の部と資本の部が右側に来るのですよ。

だからこの企業のお金の出どころ、自分の自己資本は、資本の部、そして借り入れは負債の部、ここから下の金がどこの資産に化けているか。

固定資産であり、流動資産であり、だからこの3の固定負債から下、負債の部というのは右側のページにおさまっていないと、バランスシートにならないのです。

だから、そういう初歩的なこの決算の書き方をきちっとしとかないと、企業会計が全然わかつてないじゃないかとみられますから。

その辺、せっかく数年前に指摘させていただいて、直っていたのにまた戻っているのでちょっと残念なのですが、その辺はいかがですか。

## ○吉田議長

占部課長。

## ○占部課長

営業課長、占部でございます。

議員の御指摘どおりです。

紙面の関係もあったのでございますが、確かに議員のご指摘どおりでございますので、次回から修正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

## ○吉田議長

ほかにありますか。

(なしの声)

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第 17 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の整理訂正につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程は終了いたします。

よって、平成 27 年第 2 回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 14 時 10 分